

令和5年11月

第2回臨時会会議録

亀山市議会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【11月13日】

1 岡本公秀（新和会） 4～8 ページ

議案第57号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

- 1 条例改正に至った社会的背景について
- 2 条例改正の影響を受ける対象者数及び減額される金額について
- 3 届出書の記載事項について
- 4 届出が遅れた場合の対応について

令和5年11月13日

亀山市議会臨時会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和5年11月13日（月）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 議案第57号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
第 5 議案第58号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
第 6 議案第59号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第 7 報告第17号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	櫻井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君

消 防 署 長	倉 田 利 彦 君	地 域 医 療 統 括 官	上 田 寿 男 君
地 域 医 療 部 長	豊 田 達 也 君	教 育 長	中 原 博 君
教 育 部 長	亀 山 隆 君	監 査 委 員	国 分 純 君
監 査 委 員 事 務 局 長	高 嶋 美 季 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	豊 田 昌 子 君

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 邊 靖 文	書 記	新 山 さおり
書 記	西 口 幸 伸		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第2回亀山市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

5 番 中 島 雅 代 議 員

1 7 番 小 坂 直 親 議 員

のご兩名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から明日14日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から明日14日までの2日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、松田建設部長は公務により、また小坂健康福祉部次長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件及び令和5年度定期監査結果報告書が提出され、

会議システムに保存してありますので、ご覧おきください。

次に日程第4、議案第57号から日程第7、報告第17号までの4件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第57号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正され、令和6年1月1日から国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する出産予定の国民健康保険の被保険者または出産した被保険者がある場合においては、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるところにより、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとされたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合において、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額について、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の区分に応じ減額をいたします。

2つ目といたしまして、国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、当該出産被保険者に係る届書を市長に提出しなければならないとする規定を設けることといたします。

なお、施行日は令和6年1月1日とし、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用をいたします。

続きまして、議案第58号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ4,445万7,000円を追加し、補正後の予算総額を219億6,327万7,000円といたしております。

補正予算の概要でございますが、歳出につきまして、予防接種健康被害救済制度における申請が厚生労働省により認定されたことにより、市を經由して交付金を支出することから、衛生費の予防衛生事業に交付金4,445万7,000円を増額いたしております。

また、歳入におきまして、その財源として、国庫支出金に予防接種健康被害給付費負担金を同額計上いたしております。

次に、議案第59号令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ415万8,000円を追加し、補正後の予算総額を47億9,025万8,000円といたしております。

補正予算の概要でございますが、歳出につきまして、一般管理費において、産前産後期間における国民健康保険税の減額に対応するためのシステム改修を行うため、システム修正委託料415万8,000円を増額いたしております。

また、歳入におきまして、その財源として、県支出金に特別交付金を同額計上いたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計及び国民健康保険事業特別会計の補正予算の主な内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

最後に、報告第17号専決処分報告についてでございますが、亀田町地内において発生した施設管理瑕疵による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、令和5年10月10日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、本議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第57号から議案第59号まで及び報告第17号の4件に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めます。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いします。

通告に従い、発言を許します。

14番 岡本公秀議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

新和会の岡本公秀でございます。

それでは、議案第57号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてお伺いをいたします。

私は、条例というのは、一度成立するとずうっと市民を縛るといいますか、影響を及ぼすものがありますから、やはり条例案の審議というのは僕は大事にしたいと考えております。

まず最初に、本条例改正に至った社会的背景をお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市民文化部参事。

○市民文化部参事（櫻井伸仁君登壇）

おはようございます。

今回の条例改正に至った社会的背景ということでございますけれども、先ほど市長からの提案説明にもありましたが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、地方税法の一部が改正され、令和6年、来年1月1日から国民健康保険の加入世帯に出産する被保険者がある場合、政令で定める基準に従い市町村の条例で定めるところにより、世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとされたことから、条例の所要の改正を行うものでございます。

社会の少子高齢化が進む中で、本法律は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため制定されたもので、子育て世帯の負担軽減、あと次世代育成支援の観点から、令和4年4月からは国民健康保険におきまして未就学児の被保険者均等割保険税の減額制度、令和5年4月からは出産育児一時金の引上げに続きまして、子ども・子育て支援の拡充を行う措置といたしまして、出産被保険者に係る産前産後期間相当分の保険税を減額する措置を創設されたものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

これから日本もどんどん子育てというものに対して、やはり手厚く報うというのがもう必要なこととございますので、この前は出産に関しては出産一時金の引上げというのがあったわけですが、ああいうふうな引上げがあると分娩を扱う医療機関が入院費を上げたりして、結果的に言うと本人の手元には残らんとかいろんな問題もあったわけですね。そういうことで、今回はまた出産一時金の引上げとは全く別の観点から国民健康保険税の金額を下げると、それはそれでええことだと思っております。

それで、これは世の中には保険といっても企業の大企業健保とかいろんな保険があって、国民健康保険はそのうちの一部であります、この今回の条例改正の影響を受けるといいます、該当者の見込み人数ですね。それと減額される金額というのが大体どのぐらいになるのか、1人頭、それも平均といたらおかしいですけれども、その正規分布でいうと一番数が多いところですね、そういった金額をお示しいただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

櫻井参事。

○市民文化部参事（櫻井伸仁君登壇）

今回の条例改正の影響を受ける対象者数ということでございますけれども、これにつきましては、出産育児一時金の過去3年間の平均支給件数が25件となっておりますので、その件数から1年間の対象者数は25人と見込んでおるところでございます。なお、条例改正の施行日が令和6年1月1日のため3か月の適用となりますことから、本年度影響を受ける対象者数は6人というふうに見込んでおるところでございます。

また、減額される国民健康保険税の額の見込みでございますけれども、令和4年度の出産被保険者について、今回の減額の措置が適用された場合の1人当たりの国民健康保険税の減額の金額につきましては、被保険者均等割額が平均1万1,087円、あと所得割額の平均が2万2,439円で合計平均3万3,526円となっております。

令和4年度の1人当たりの出産被保険者に係る保険税の減額を基に減額される金額を算出いたしますと、令和5年度の減額が見込まれる国民健康保険税の減額の金額は年間約84万円となります。しかしながら、条例改正の施行日が令和6年1月1日の3か月間の適用となりますことから、約21万円を見込んでおるところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

国民健康保険というのは、加入者が自営業とか定年退職して企業健保から出た人とか、そういうふうな傾向があるもので、やはり現役でばりばり働いておる方は企業健保とかああいったところに所属している場合が多いので、国民健康保険に所属してかつ出産という人は、数としては少ないかもしれませんがけれども、やはりそういうふうな方に目を配っていただくというのは大事なことだと思います。金額もそれほど高所得者の人がおらんというせいもあるのかと思えますけれども、一応

こういうふうな金額でやっていただいたらいいなあと考えております。

そして、この該当する方は、市長に届出を出す必要があると条例案には書いてあります。その届出には住所、氏名、生年月日、個人番号とあるんですが、住所、氏名、生年月日はどこでも書く話ですけれども、個人番号となってくると、マイナンバーのことですね、個人番号のカードをまだ頂いていない、そういう方は申請が出せないということでは困るわけですね。この個人番号カード、マイナンバーカードをまだ頂いていない方は一体どうすればいいのか教えていただきたい。

○議長（森 美和子君）

櫻井参事。

○市民文化部参事（櫻井伸仁君登壇）

産前産後期間の保険税の減額措置の対象者を把握するために、世帯主等からの届出に基づいて、出産被保険者に係る国民健康保険税の減額を行うことといたしております。

国民健康保険に係る事務につきましては、個人番号利用事務とされておりますことから、個人番号制度が創設された以降、各種届出について個人番号を記載することとなっております。しかしながら、マイナンバーカードを持っていないなど窓口で個人番号が分からない方につきましては、記入欄のところは空欄にさせていただいて、後で市職員が補筆する対応を取っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、その欄を空欄にしておいて、住所、氏名、生年月日を書いて、そこを市の担当の職員の方が埋めていただくという形ですけれども、この個人番号カードはあまりたやすく人さんに見せるようなものではないと前から言われていましたね。どういうふうに市の職員の方が個人番号カードを検索して、それは人さんの個人番号カードが簡単に出てくるものですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井参事。

○市民文化部参事（櫻井伸仁君登壇）

個人番号につきましては、マイナンバーカードを持っておる持っていないに関わらず、全ての方が持っている番号でございます。市におきましては、システムのほうで各個人の番号を管理させていただいておりますので、市の職員が補筆することは簡単にできるということでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

最初に個人番号の話が出たときは、この番号はかなり秘匿性が高い云々とかいう話があったと思うんですよね。だけど、簡単に空欄にしておいたらうちで書いていきますよというふうなことが普通にやれるというのも、秘匿性を維持する上においては何か危ういかなあと思うんですけど、問題ないんですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井参事。

○市民文化部参事（櫻井伸仁君登壇）

個人番号を扱う職員につきましては、担当する職員に限られておりますので、そういった面につきましては、個人情報の保護という観点から大切に情報を扱っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

個人番号制度ができたときに全国民に通知があつて、うちももらいましたけれども、あなたの番号は何番ですよと割り振つてあつたんですよ。だけど、僕らもその書類を頂いたら、もう皆右から左に引き出しの中に入れてしもうて今そんな番号をいただいたかなあと。まだカードは作っていないし、いや、最初に皆さん方に番号を割り当てたはずですよと云うところで、そんな書類、今どこにあるのか分らんとかいう人もようけおると思うんですけど、一応市の担当のほうで空欄でもきちつと書いていただける、その情報はかなり人に漏らさないとか秘匿性が高い、それはもう信用してええわけですな。

○議長（森 美和子君）

櫻井参事。

○市民文化部参事（櫻井伸仁君登壇）

個人番号の取扱いについては万全を期しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

なら、その説明を一応了としますので、きちつとみんながみんな個人番号カードを持つておるわけじゃないから、やはりそれが原因でこういう申請をし損なつたということのないように、やはり担当としては個人番号カードがないからもうやめるとかいうようなことのないように、やはり説明をしていただきたいと思ひます。

次に、この市に対する届出ですね。届出を出すタイミングですけれども、出産前でもええし出産後でもええと書いてはあつたんですよ。だけど、出産してから、いろんな人間には事情がありますので、なかなか届けがらせやんだと。3か月、半年ぐらいたつてから実はこういうわけで何月何日に出産いたしましたということを出したとすると、出産が終わつてからもう半年以上たつておるから無効だよとか、何でもつと早う出さなんだとか、そんなことはあるんですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井参事。

○市民文化部参事（櫻井伸仁君登壇）

今回の減額に係る届出につきましては、出産予定日の6か月前から行うことができるとはなつておりますけれども、提出期限につきましては具体的に設けられていないところでございます。したがひまして、先ほど議員がおっしゃられたような届出が遅れたことにより減額措置を受けることができないということはないということでございます。

また、出生により国民健康保険の加入の申請の際とか、出産育児一時金の申請の際など、減額に係る届出がなされているかどうかということを確認を行ひまして、減額措置の漏れがないよ

うに努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、例えば出産してから何か月以内に届けを出しなさいという規定はないということですね。

それで、僕もちょっと最初思ったんですが、出産というのは非常に危険を伴うことで、全員が全員無事に赤ちゃんが生まれるとは限っていないわけですよ。そういうふうな不慮の状況が起きたような場合ですね、そういう場合はどういうふうな扱いになるんですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井参事。

○市民文化部参事（櫻井伸仁君登壇）

今回の減額措置の対象となりますのは、妊娠85日以上となる妊娠4か月以上を超える出産から対象となります。したがって、早産とか死産などの場合も対象となるところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、例えば先ほど答弁にあったように早産、死産とか、そういうふうなことがあっても対象ということは、やっぱり市民の中でも、これは元気に生まれて初めてのことであって、そういった場合は適用外じゃないかと思う方もおられるかと思うんですよね。だから、今回のこの条例改正に関して関係者に通知をせなあきませんね。妊娠したら母子手帳をお渡しするとか、そんなことから始まるわけですけれども、そういうときにきちっとそういう面ですね、皆さんがやはり疑問に思う面とか、そういったいろんな面をある程度親切丁寧にやはり説明をしてあげやんことには、途中で不慮の状況が起きて、ああ、もうあかんだなあ、うちはこれはもう申請したところで無駄やねとか思うようなことのないように、きちっと皆さん方に説明をして、漏れなく皆様方、該当する方々が、こういった手続を無事終わらせるように指導をしていただくことをお願いして私の質疑を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第57号から議案第59号まで及び報告第17号の4件に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第57号から議案第59号までの3件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第17号については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

教育民生委員会

議案第57号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

予算決算委員会

議案第58号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

議案第59号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（森 美和子君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日14日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午前10時31分 散会）

令和5年11月14日

亀山市議会臨時会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

令和5年11月14日（火）午前10時 開議

- 第 1 議案第57号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
第 2 議案第58号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
第 3 議案第59号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
-

●追加日程

- 第 1 副議長の辞職許可
第 2 副議長の選挙
第 3 閉会中の継続調査について
第 4 議案第60号 亀山市監査委員の選任同意について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	櫻井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君

消 防 長	平 松 敏 幸 君	消 防 部 長	豊 田 達 也 君
消 防 署 長	倉 田 利 彦 君	地 域 医 療 統 括 官	上 田 寿 男 君
地 域 医 療 部 長	豊 田 達 也 君	教 育 長	中 原 博 君
教 育 部 長	亀 山 隆 君	監 査 委 員	国 分 純 君
監 査 委 員 事 務 局 長	高 嶋 美 季 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	豊 田 昌 子 君

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 邊 靖 文	議 事 調 査 課 長	大 泉 明 彦
書 記	新 山 さおり	書 記	西 口 幸 伸
書 記	山 北 康 仁		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、松村市民文化部次長及び小坂健康福祉部次長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第2号により取り進めます。

それでは、昨日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第57号から日程第3、議案第59号までの3件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第57号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

原案可決

令和5年11月13日

教育民生委員会委員長 櫻 井 清 蔵

亀山市議会議長 森 美和子 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第58号	令和5年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について	原案可決
議案第59号	令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決

令和5年11月13日

予算決算委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 森 美和子 様

○議長（森 美和子君）

初めに、櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、ただいまから教育民生委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

昨日の本会議で当委員会に付託がありました議案の審査に当たるため、同日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第57号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の一部が改正され、令和6年1月1日から国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産予定または出産した被保険者がある場合においては、世帯主に対し賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとされることから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、国民健康保険税の減額を受ける期間に関する質疑があり、これについては、令和6年1月1日から施行することから、11月の出産であれば産後2か月が対象となるため、1月

が減額の期間となるとの答弁でありました。

次に、制度の周知に関する質疑があり、これについては、市ホームページやケーブルテレビのほか、国民健康保険の窓口や母子手帳の交付窓口において周知を図るとともに、出生時における被保険者加入手続の際には、減額措置がされているか確認を行うとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、岡本公秀予算決算委員会委員長。

○14番（岡本公秀君登壇）

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

昨日の本会議で当委員会に付託のありました議案第58号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について及び議案第59号令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して審査することを決定し、直ちに教育民生分科会で審査を行いました。

その後、関係部長等の出席を得て、当委員会を開催し、教育民生分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第58号及び議案第59号の2議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第57号から議案第59号までの3件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第57号から議案第59号までの3件について起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、議案第57号から議案第59号までの3件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。
本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第57号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第58号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、議案第59号令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時09分 休憩)

(午前10時23分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の服部孝規議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題とします。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 「辞職願朗読」

○議長（森 美和子君）

お諮りします。

服部孝規議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

服部孝規議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。
選挙の方法につきましては、投票により行います。
議場の出入口を封鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(森 美和子君)

ただいまの出席議員数は18人です。
投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(森 美和子君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

○議長(森 美和子君)

異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。
点呼を命じます。

○議会事務局長(渡邊靖文君)

- 1番 古田吉昭 議員
- 2番 櫻木善仁 議員
- 3番 深水隆司 議員
- 4番 草川卓也 議員
- 5番 中島雅代 議員
- 6番 森英之 議員
- 7番 今岡翔平 議員
- 8番 高島真 議員
- 9番 新秀隆 議員
- 10番 豊田恵理 議員
- 11番 福沢美由紀 議員
- 13番 鈴木達夫 議員
- 14番 岡本公秀 議員
- 15番 伊藤彦太郎 議員
- 16番 服部孝規 議員
- 17番 小坂直親 議員

18番 櫻井清蔵 議員

12番 森 美和子 議員

○議長（森 美和子君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（森 美和子君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

1番 古田吉昭 議員及び

2番 櫻木善仁 議員

を指名します。

両議員の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（森 美和子君）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票17票、無効投票1票、有効投票中、伊藤彦太郎議員17票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、伊藤彦太郎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました伊藤彦太郎議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

15番 伊藤彦太郎議員、ご挨拶をお願いします。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど副議長に選任いただきまして、身に余る大役を引き受けたと思っております。非常に光栄だと思っております。

これから副議長ということで、昨年も服部前副議長が言われていましたけれども、副議長を自治法上は、議長に何かあったときに代役を務めるというのが自治法上で、それ以外のときは基本的には一議員にすぎないというふうに言われていますけれども、やはりこの意味を改めて、この自治法が意味するところを自分で受け止めてしっかりやっていきたいなと思っております。

よく議長をお支えしてというふうな言葉がありますけれども、本当に1年間、森議長の頑張りを見ていましたら本当にお支えするというのがおこがましいぐらいで、本当に足を引っ張らないようにしっかりやっていきたいと思っておりますけれども、まだまだ未熟ではありますので、皆様のご協力

を何とかよろしくをお願いします。今日はありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

暫時休憩します。

（午前 10 時 42 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名しました。

また、各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。各委員会の委員及び委員長、副委員長については、会議システムに保存してあります名簿※本頁、次頁掲載のとおりでございますので、ご了承願います。

※ 常任委員会委員名簿

	総務委員会		教育民生委員会		産業建設委員会	
	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
委員長	5番	中島雅代	7番	今岡翔平	10番	豊田恵理
副委員長	3番	深水隆司	2番	櫻木善仁	1番	古田吉昭
委員	4番	草川卓也	6番	森英之	13番	鈴木達夫
	8番	高島真	9番	新秀隆	14番	岡本公秀
	16番	服部孝規	11番	福沢美由紀	15番	伊藤彦太郎
	17番	小坂直親	18番	櫻井清蔵		

※ 予算決算委員会委員名簿

	議席	氏名
委員長	16番	服部孝規
副委員長	6番	森英之
委員	1番	古田吉昭
	2番	櫻木善仁
	3番	深水隆司
	4番	草川卓也
	5番	中島雅代

	7番	今岡翔平
	8番	高島真
	9番	新 秀隆
	10番	豊田恵理
	11番	福沢美由紀
	13番	鈴木達夫
	14番	岡本公秀
	15番	伊藤彦太郎
	17番	小坂直親
	18番	櫻井清蔵

※ 議会運営委員会委員名簿

	議席	氏名
委員長	17番	小坂直親
副委員長	9番	新 秀隆
委員	6番	森 英之
	14番	岡本公秀
	16番	服部孝規
	18番	櫻井清蔵

○議長（森 美和子君）

次に、お諮りします。

議会運営委員会の委員長より、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について調査するため、会議規則第105条の規定に基づき、議会の閉会中も委員会を開催できるよう、会議システムに保存してありますとおり、閉会中の継続調査申出書の提出がありましたので、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 ・ 議会の運営に関する事項
 ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 ・ 議長の諮問に関する事項
2. 理 由 議会運営等に関し調査・研究するため
3. 調査期間 委員の任期中

令和5年11月14日

議会運営委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 森 美和子 様

○議長（森 美和子君）

続いてお諮りします。

議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 1時02分 休憩）

（午後 1時45分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案として、議案第60号亀山市監査委員の選任同意についてが提出されました。

お諮りします。

本案を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

議案第60号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長(櫻井義之君登壇)

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第60号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、議会の議員のうちから選任する監査委員として、草川卓也議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 美和子君)

提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いてお諮りします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

本案は、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第60号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第60号亀山市監査委員の選任同意について起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 美和子君)

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第60号亀山市監査委員の選任同意については、同意することに決定しました。

ただいま同意をされました4番 草川卓也議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いします。

4番 草川卓也議員。

○4番(草川卓也君登壇)

ただいま亀山市監査委員に選任同意いただきました草川でございます。

若輩者であります。議会選出の監査委員として、行政機関のその執行をしっかりとチェックし、またその中で住民福祉の増進、そして地方自治の本旨の実現、これにしっかりと務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

以上で、本臨時会の議事を全て終了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和5年第2回亀山市議会臨時会は、これをもって閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 1時49分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年11月14日

議 長 森 美和子

5 番 中 島 雅 代

17 番 小 坂 直 親